

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和8年6月1日より、後発医薬品がある医薬品で、先発医薬品の処方を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を「特別の料金」としてお支払いいただきます。（医療上の必要があると認められる場合や後発医薬品の在庫がない場合等は、特別の料金を支払う必要はありません。）

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足の薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択でき、患者さんに必要な薬が提供しやすくなります。

令和8年6月

栗原市立栗駒病院